

## 上場会社監査事務所登録細則

制 定 平成19年3月1日  
最終変更 平成21年4月15日

### 第1章 総 則

(目的)

**第1条** この細則は、上場会社監査事務所登録規則（以下「規則」という。）第4条、第5条第2項及び第4項、第9条第1項、第11条、第15条第1項、第22条並びに第23条に基づき、上場会社監査事務所部会の登録その他運営に必要な事項について定める。

### 第2章 提出書類

(登録申請書)

**第2条** 会則第128条第2項に定める登録申請書は、様式第1号により作成する。

(誓約書)

**第3条** 会則第128条第2項に定める誓約書は、様式第2号により作成する。

(上場会社監査事務所概要書)

**第4条** 規則第5条第1項第一号に定める上場会社監査事務所概要書の記載事項は、次の事項とする。

- 一 監査事務所の名称等（名称、組織形態、外国語の事務所名称、外国の規制機関に登録している場合の国名等及び規制機関の名称）
- 二 監査事務所の所在地等（監査事務所所在地、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス及びウェブサイトのURL）
- 三 監査事務所の代表者（理事長など監査事務所における最高経営責任者の氏名、登録番号及び役職）
- 四 品質管理責任者（品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者の氏名、登録番号及び役職、連絡窓口担当者の氏名）
- 五 監査事務所の沿革（設立年月日、監査事務所の合併等の組織再編の沿革）
- 六 所属公認会計士の数等（公認会計士である社員等・特定社員・所属公認会計士・その他の監査実施者の数、第18条第2項に基づき登録申請を行う公認会計士共同事務所については全構成員の氏名）
- 七 従たる事務所の数
- 八 会計年度（監査法人の場合）
- 九 監査対象の上場会社の状況（上場会社数、上場会社名等）

**2** 上場会社監査事務所概要書は、様式第3号により作成する。

- 一 第1項第一号に規定する記載事項のうち、名称及び組織形態
- 二 第1項第二号に規定する記載事項。ただし、電話番号、ファクシミリ番号、電子メール

アドレス及びウェブサイトのURLについては、希望により非公開とすることができる。

三 第1項第三号に規定する記載事項のうち、氏名及び役職

四 第1項第五号から第八号までに規定する記載事項

五 第1項第九号の記載事項のうち、上場会社数

3 規則第5条第4項に定める上場会社監査事務所概要書の開示事項は、次の事項とする。

一 第1項第一号に規定する記載事項のうち、名称及び組織形態

二 第1項第二号に規定する記載事項。ただし、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス及びウェブサイトのURLについては、希望により非公開とすることができる。

三 第1項第三号に規定する記載事項のうち、氏名及び役職

四 第1項第五号から第八号までに規定する記載事項

五 第1項第九号の記載事項のうち、上場会社数

(品質管理システム概要書)

**第5条** 規則第5条第1項第二号に定める品質管理システム概要書の記載事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 品質管理に関する責任

二 職業倫理及び独立性

三 監査契約の新規の締結及び更新

四 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

五 業務の実施

六 品質管理のシステムの監視

七 監査事務所間の引継

八 共同監査

九 組織再編を行った場合の対応（ただし、新たに合併等による組織再編を行った場合にのみ記載する。）

2 品質管理システム概要書は、様式第4号により作成する。

3 規則第5条第4項に定める品質管理システム概要書の開示事項は、第1項各号とする。

(定期報告)

**第5条の2** 登録監査事務所等（規則第9条に定める登録監査事務所等をいう。以下同じ。）は、規則第10条で定める定期報告として上場会社監査事務所概要書を作成することとされている日から上場会社監査事務所概要書を提出しなければならない日までの間に上場会社監査事務所概要書の記載事項の内容に変更が生じ、かつ、当該変更が生じた日までに定期報告を行っていない場合には、当該変更に係る変更報告を行うことで定期報告を兼ねるものとすることができる。

2 前項の規定により定期報告を兼ねるものとして変更報告を行おうとする登録監査事務所等は、規則第10条に定める日又は、規則第11条に定める日のいずれか早い日までに変更報告を行わなければならない。

(変更報告)

**第6条** 規則第11条に定める変更報告が、上場会社監査事務所概要書の記載事項の変更に係る

ものであるときは、次の各号に掲げる変更が生じた記載事項の区分に応じ、当該各号に定める書面を提出するものとする。

- 一 第4条第1項第一号から第八号までの記載事項
    - イ 当該変更反映後の上場会社監査事務所概要書（様式第3号）及び上場会社監査事務所概要書変更事項届出書（様式第5号）
    - ロ 監査事務所の名称、所在地並びに代表者及びその役職に変更が生じた場合にあっては、誓約書（様式第2号）
  - 二 第4条第1項第九号の記載事項 当該変更反映後の上場会社監査事務所概要書（様式第3号）及び上場会社監査事務所概要書変更事項届出書（様式第5-2号）
- 2 前項にかかわらず、第4条第1項第六号に定める所属公認会計士の数等についてのみ変更が生じた場合は、規則第10条に定める定期報告をもって、これに代えることができる。この場合においては、上場会社監査事務所概要書変更事項届出書（様式第5号）を定期報告に併せて提出するものとする。
- 3 第1項第二号に定める場合、変更報告は、3か月の期間毎にまとめて行うことができる。この場合において、4月1日（会計年度を定めている登録監査事務所等は、当該会計年度の開始日）を起点とした各期間の翌月末日までに、第1項第二号に定める書類を提出するものとする。
- 4 規則第11条に定める変更報告が、品質管理システム概要書の記載事項の変更に係るものであるときは、品質管理システム概要書変更事項届出書（様式第6号）及び当該変更を反映した品質管理システム概要書（様式第4号）を提出するものとする。
- 5 品質管理委員会（以下「委員会」という。）は、変更報告を受理したときは、速やかに、変更後の上場会社監査事務所概要書又は品質管理システム概要書を第4条第3項又は第5条第3項の規定により開示するものとする。

### 第3章 登録及び登録の抹消

（受付留保の通知）

**第7条** 委員会は、会則第128条第3項に基づき、登録を申請する上場会社監査事務所等が、規則第6条各号のいずれかに該当する事実を確認し、登録の受付を一定期間留保する旨判断した場合は、当該上場会社監査事務所等にその旨を速やかに通知しなければならない。

（登録抹消の届出等）

**第8条** 規則第9条第1項に規定する細則で定める事項は、次の各号のいずれかに該当した場合とする。

- 一 次の事由により上場会社との監査契約が一切なくなった場合
    - イ 監査契約を締結している上場会社の上場廃止
    - ロ 監査契約を締結している上場会社の合併等による消滅
  - 二 監査事務所の組織再編により登録監査事務所が消滅した場合
- 2 規則第9条第1項の規定による届出は、登録監査事務所の場合は様式第7号、規則第3条の登録審査中の上場会社監査事務所等の場合は様式第15号による。

3 委員会は、規則第9条第2項の規定により上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿から登録を抹消したときは、当該監査事務所に対し、その旨を通知する。

(未登録監査事務所名簿等への開示の取止め)

**第9条** 規則第15条第1項に規定する細則で定める事実は、次の各号のいずれかに該当した場合とする。

- 一 次の事由により上場会社との監査契約が一切なくなった場合
  - イ 監査契約を締結している上場会社の上場廃止
  - ロ 監査契約を締結している上場会社の合併等による消滅
- 二 会則133条第1項各号に該当しなくなった場合

#### 第4章 組織再編

(組織再編)

**第10条** 規則第4条に規定する登録監査事務所の合併等による組織再編は、次の各号に定める合併又は組織変更をいう。

- 一 上場会社監査事務所部会に登録している監査法人（以下「登録監査法人」という。）が、他の監査法人（上場会社監査事務所部会に登録していない監査法人を含む。）と合併した場合
- 二 上場会社監査事務所部会に登録している個人事務所（以下「登録個人事務所」という。）が、監査法人に組織変更する場合

(合併した監査法人の登録申請)

**第11条** 前条第一号に該当する合併後の監査法人は、登録申請を要しない（ただし、第15条第2項に該当する場合を除く。）。

(組織変更した監査法人の登録申請)

**第12条** 第10条第二号に該当する組織変更後の監査法人は、登録申請を要する。

(合併した監査法人の変更報告)

**第13条** 第10条第一号に該当する合併後の監査法人は、第15条第2項により登録申請を行う場合を除き、第6条第1項及び第4項に基づく変更報告を行わなければならない。

(組織変更に伴う経過措置)

**第14条** 第10条第二号の組織変更該当する場合において、組織変更後の監査法人の社員が、組織変更前に登録個人事務所として監査契約を締結しており、これを引き続き経過的に実施しているとき（実施中の事業年度に係るものに限る。）は、当該期間について組織変更前の登録個人事務所の登録を継続する。

(組織再編等による品質管理レビュー)

**第15条** 委員会は、第10条第一号に定める合併又は登録監査法人に社員数等の大幅な変動があった場合は、必要に応じて、登録監査法人の監査の品質管理の状況を確認するため、品質管理レビューを実施することができる。

2 委員会は、前項の品質管理レビューを実施した結果、登録監査法人における監査の品質管理の状況が相当に変質している事実があると認めた場合は、相当の期間を定めて登録申請を

求めることを、品質管理審議会（以下「審議会」という。）に具申するものとする。

（措置等による開示の引継ぎ）

**第16条** 登録監査法人が、監査法人と合併した場合又は個人事務所の加入を受けた場合に、当該監査法人又は当該個人事務所において、次の各号に掲げる措置等の開示が行われているときは、次の各号に定める期間、当該開示を引き継ぐものとする。

一 会則第131条第3項第三号及び第四号又は第133条第1項に基づく開示がある場合  
委員会が品質管理レビューを実施し措置等の原因となった事項が改善されていることを確認するまでの期間

二 会則第132条第1項第二号に基づく開示がある場合  
規則第14条に定める開示期間が経過する日までの期間

（解散した登録監査法人の社員等の登録申請）

**第17条** 登録監査法人を脱退した社員、又は解散した登録監査法人の社員であった者が、監査法人又は個人事務所を設立し、上場会社の監査業務を継続する場合は、新たに登録申請を行わなければならない。

（公認会計士共同事務所の取扱い）

**第18条** 公認会計士等の事務所名称及び公認会計士共同事務所の事務所名称の登録に関する取扱要領に規定する公認会計士共同事務所（以下「共同事務所」という。）の構成員は、公認会計士ごとに登録申請するものとする。

2 前項にかかわらず、委員会が品質管理レビュー手続に規定するすべての要件を満たしていると判断し、レビュー対象とみなしている共同事務所は、監査法人に準じて登録申請を行うものとする。

3 前項に基づき登録が認められた共同事務所の組織再編、措置又は懲戒処分等の取扱いその他上場会社監査事務所部会の運営における取扱いについては、監査法人に準じるものとする。

## 第5章 準登録事務所

（登録申請書）

**第19条** 会則第135条第2項に定める登録申請書は、様式第8号により作成する。

（誓約書）

**第20条** 会則第135条第2項に定める誓約書は、様式第9号により作成する。

（事務所概要書）

**第21条** 規則第18条第1項第一号に定める事務所概要書の記載事項は、次の事項とする。

一 事務所の名称等（名称、組織形態、外国語の事務所名称、外国の規制機関へ登録している場合の国名等及び規制機関の名称）

二 事務所の所在地等（事務所所在地、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス及びウェブサイトのURL）

三 事務所の代表者（理事長など事務所における最高経営責任者の氏名、登録番号及び役職）

四 品質管理責任者（品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者の氏名、登録番号及び役職、連絡窓口担当者の氏名）

- 五 事務所の沿革（設立年月日、事務所の合併等の組織再編の沿革）
- 六 所属公認会計士の数等（公認会計士である社員等・特定社員・所属公認会計士・その他の監査実施者の数）
- 七 従たる事務所の数
- 八 会計年度（監査法人の場合）

2 事務所概要書は、様式第10号により作成する。

3 規則第18条第2項に定める事務所概要書の開示事項は、次の事項とする。

- 一 第1項第一号に規定する記載事項のうち、名称及び組織形態
- 二 第1項第二号に規定する記載事項。ただし、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス及びウェブサイトのURLについては、希望により非公開とすることができる。
- 三 第1項第三号に規定する記載事項のうち、氏名及び役職
- 四 第1項第五号から第八号までに規定する記載事項  
(品質管理システム概要書)

**第22条** 規則第18条第1項第二号に定める品質管理システム概要書の記載事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 品質管理に関する責任
- 二 職業倫理及び独立性
- 三 監査契約の新規の締結及び更新
- 四 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任
- 五 業務の実施
- 六 品質管理のシステムの監視
- 七 監査事務所間の引継
- 八 共同監査
- 九 組織再編を行った場合の対応（新たに合併等による組織再編を行った場合にのみ記載する。）

2 規則第18条第1項第二号で定める品質管理システム概要書は、様式第11号により作成する。

3 規則第18条第2項に定める品質管理システム概要書の開示事項は、第1項各号に掲げる事項とする。

(定期報告)

**第22条の2** 第5条の2の規定は、準登録事務所について準用する。この場合において、同条第1項中「上場会社監査事務所概要書」とあるのは「事務所概要書」と読み替えるものとする。

(変更報告)

**第23条** 規則第18条の2に定める変更報告が、事務所概要書の記載事項の変更に係るものであるときは、当該変更反映後の事務所概要書（様式第10号）及び事務所概要書変更事項届出書（様式第12号）を提出するものとする。この場合において、記載事項のうち、監査事務所の名称、所在地並びに代表者及びその役職に変更が生じた場合にあっては、誓約書（様式第9号）も併せて提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第21条第1項第六号に定める所属公認会計士の数等についてのみ変更が生じた場合は、規則第18条の2に定める定期報告をもって、これに代えることができる。この場合においては、事務所概要書変更事項届出書（様式第12号）を定期報告に併せて提出するものとする。
- 3 規則第18条の2に定める変更報告が、規則第18条第1項第二号で定める品質管理システム概要書に係るものであるときは、当該変更反映後の品質管理システム概要書（様式第11号）及び品質管理システム概要書変更事項届出書（様式第13号）を提出するものとする。
- 4 委員会は、変更報告を受理したときは、速やかに、変更後の事務所概要書又は品質管理システム概要書を第21条第3項又は第22条第3項の規定により開示するものとする。

（登録抹消の届出）

**第24条** 準登録事務所は、準登録事務所としての登録の抹消を申し出ることができる。

- 2 前項に基づき、登録の抹消を申し出る事務所が提出する登録抹消の届出書は、様式第14号による。
- 3 委員会は、前項の届出を受理したときは、遅滞なく準登録事務所名簿から登録を抹消し、会長及び審議会に報告する。
- 4 委員会は、準登録事務所名簿から登録を抹消したときは、当該事務所に対し、準登録事務所名簿から抹消した旨を通知する。

（懲戒処分等の取扱いの準用）

**第25条** 委員会は、懲戒処分等を受けた事務所又は準登録事務所について、会則第128条第3項又は第132条に定める取扱いを準用することができる。

## 第6章 名簿等の開示

（名簿の記載事項）

- 第26条** 規則第22条第1項第六号に規定する細則に定める記載事項は、組織再編等、品質管理レビューに関する情報その他委員会が必要と認めた事項とする。
- 2 規則第22条第2項第五号に規定する細則に定める記載事項は、事由の発生日、開示期間その他委員会が必要と認めた事項とする。
  - 3 規則第22条第3項第五号に規定する細則に定める記載事項は、組織再編等に関する情報その他委員会が必要と認めた事項とする。

（名簿等の開示）

**第27条** 上場会社監査事務所名簿、未登録監査事務所名簿及び準登録事務所名簿並びに誓約書、上場会社監査事務所概要書、事務所概要書、品質管理システム概要書及び規則第5条第1項第三号の説明書類は、本会ウェブサイト上で開示する。

（自己責任の原則）

**第28条** 誓約書、上場会社監査事務所概要書、事務所概要書、品質管理システム概要書及び規則第5条第1項第三号の説明書類は、各登録監査事務所等又は準登録事務所が自己の責任に基づき、作成し、提出したものであり、委員会又は審議会が当該開示内容に保証を与えるものではない。

- 2 委員会は、前項に規定する書類を本会ウェブサイトに掲載するに当たり、当該書類が、各登録監査事務所等又は準登録事務所の責任に基づき作成されたものであり、委員会又は審議会が当該開示内容に保証を与えるものではない旨を記載するものとする。

## 第7章 雑 則

(相談)

**第29条** 会員は、上場会社監査事務所部会への登録等について、委員会に相談することができる。

### 附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成21年3月18日改正)

この改正規定は、平成21年3月19日から施行し、平成21年4月1日以後の登録申請、定期報告及び変更報告から適用する。

### 附 則 (平成21年4月15日改正)

- 1 この改正規定は、平成21年7月9日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この改正規定の施行の際現に登録監査事務所等である監査事務所は、この改正規定による改正後の誓約書(様式第2号)を施行日から1か月以内に提出するものとする。
- 3 この改正規定の施行の際現に準登録事務所である事務所は、この改正規定による改正後の誓約書(様式第9号)及び事務所概要書(様式第10号)を施行日から1か月以内に提出するものとする。



様式第1号 登録申請書（登録監査事務所）

年 月 日

日本公認会計士協会  
品質管理委員会 御中

事務所所在地  
監査事務所名  
代表者の役職と氏名  
代表者の登録番号 第 号 印

上場会社監査事務所部会への登録申請書

当監査法人(注)は、上場会社監査事務所部会への登録を受けるため、日本公認会計士協会会則第128条の規定により、所定の添付書類を添えて、登録の申請をいたします。

以 上

(注) 上場会社監査事務所登録細則第18条第2項に基づく公認会計士共同事務所の場合は「当監査事務所」、個人事務所の場合は「私」とすること。

様式第2号 誓約書（登録監査事務所）

年 月 日

日本公認会計士協会  
品質管理委員会 御中

事務所所在地  
監査事務所名  
代表者の役職と氏名 (自 署) 印

上場会社監査事務所部会登録申請に係る誓約書

当監査法人(注)は、上場会社監査事務所部会への登録申請に際し、上場会社監査事務所部会登録監査事務所規約第2条に掲げる以下の義務を履行することを誓約いたします。

- 一 当監査法人(注)の策定した品質管理のシステムに関する方針及び手続を遵守すること
- 二 使用人その他の従業者に対して、前号を遵守するよう、適切に指導監督すること
- 三 日本公認会計士協会会則（以下「会則」という。）第127条第2項に定める名簿、同第128条第2項に定める誓約書、上場会社監査事務所登録規則（以下「規則」という。）第5条に定める上場会社監査事務所概要書及び品質管理システム概要書における必要事項並びに公認会計士法第28条の4第1項（同法第16条の2第6項において準用する場合を含む。）又は同法第34条の16の3第1項の規定により作成する説明書類の開示を受け入れること
- 四 会長が、会則第131条に定める措置及び同第132条に定める取扱いを通知したときは、当該通知を受け入れること
- 五 会則第136条に基づき不服申立をした場合において、品質管理審議会、品質管理委員会等日本公認会計士協会関係者に故意又は重大な過失がないときは、不服申立が認められたとしても、損害賠償請求権を行使しないものとする
- 六 規則第10条に定める定期報告及び同第11条に定める変更報告を品質管理委員会に提出すること
- 七 上場会社の監査契約を新規に締結又は解除したときは、法定監査関係書類等提出規則第21条に基づき日本公認会計士協会にその旨を報告すること
- 八 前各号のほか、関係規定において課される義務すべてを履行し、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度に全面的に協力すること

以 上

(注) 上場会社監査事務所登録細則第18条第2項に基づく公認会計士共同事務所の場合には「当監査事務所」、個人事務所の場合は「私」とすること。

様式第3号 上場会社監査事務所概要書（登録監査事務所）

事務所コード	
--------	--

提出日(西暦)		年		月		日
---------	--	---	--	---	--	---

注) 事務所コードは記載不要。

日本公認会計士協会  
品質管理委員会 御中

上場会社監査事務所概要書

注1：枠内の白色部分が入力箇所です。

注2：★印は名簿で公開する情報です。

西暦		年		月		日現在
----	--	---	--	---	--	-----

1. 監査事務所の名称等	フリガナ					
	(1) 名称					
	(2) 組織形態	( ) 下欄から該当する番号を記載する。				
		1 監査法人				
		2 公認会計士事務所（公認会計士共同事務所を含む。） 3 公認会計士共同事務所（監査法人に準じて登録申請が認められた公認会計士共同事務所に限る。）				
	(3) 外国語の名称					
	(4) 外国の規制機関へ登録している場合の国名等及び規制機関の名称					
国名						
規制機関						
2. 監査事務所の所在地等	(1) 郵便番号					
	(注) 半角文字で「〇〇〇-〇〇〇〇」と記載すること。					
	(2) 監査事務所の所在地					
	住所1 (都道府県)					
	住所2 (市区郡町村以下)					
	(3) 電話番号			(		)
	(4) ファクシ番号			(		)
	(5) 電子メールアドレス			(		)
(6) ウェブサイトのURL			(		)	
上記(3)～(6)について、非公開を希望する場合は、( ) 内に1を記載すること。 なお、(6)を開示する場合は当該URLにリンクする。						
3. 監査事務所の代表者	理事長などの監査事務所における最高経営責任者の氏名及び役職					
	フリガナ					
	(1) 氏名					
	(2) 登録番号		号	(注) CPE登録番号（7桁）を記載すること。		
(3) 役職						

4. 品質管理責任者	品質管理システムの整備及び運用に関する責任者の氏名及び役職																
	フリガナ																
	(1) 氏名																
	(2) 登録番号					号	(注) CPE登録番号(7桁)を記載すること										
	(3) 役職																
	フリガナ																
	(4) 連絡窓口担当者																
5. 監査事務所の沿革																	
(1) 設立年月日(西暦)      年      月      日																	
(2) 合併等組織再編の沿革      別紙1に記載のこと。																	
6. 所属公認会計士の数等																	
(1) 社員等及び所属公認会計士等の数								常勤	非常勤								
	公認会計士である社員等							人									
	特定社員							人		人							
	所属公認会計士							人		人							
	その他の監査実施者							人		人							
	合計							人		人							
							西暦		年		月		日	現在			
(2) 公認会計士共同事務所における構成員の氏名      別紙2に記載のこと。																	
(注) 「1. 監査事務所の名称等」の「(2)組織形態」で「3」の「公認会計士共同事務所」を選択した場合は、(2)に当該構成員の氏名を別紙2に記載すること。なお、当該人数又は構成員の氏名に変更があった場合は変更届を提出すること。																	
7. 従たる事務所の数																	
注) 従たる事務所がない場合は、0と記載する。																	
8. 会計年度(監査法人の場合)																	
毎年      月      日      ~      月      日																	
9. 監査対象の上場会社の状況																	
(1) 上場会社数																	
										社							
										西暦		年		月		日	現在
(2) 上場会社名など      別紙3に記載のこと。																	

(記載上の注意)

1. 監査事務所の名称等

「(1)名称」には、監査法人又は公認会計士事務所(以下「個人事務所」という。)が、監査報告書で使用する事務所名称を記載すること。公認会計士共同事務所(以下「共同事務所」という。)については、上場会社監査事務所登録細則(以下「登録細則」という。)第18条第1項に基づき構成員が公認会計士ごとに登録申請を行い、事務所名称は共同事務所名を使用すること。ただし、同条第2項に基づき監査法人に準じて登録申請を行うことが認められた共同事務所については、共同事務所として登録申請を行うこと。

「(2)組織形態」には、「1 監査法人」、「2 公認会計士事務所」及び「3 公認会計士共同事務所」から該当する番号を選択し、( )内に記載すること。なお、登録細則第18条第2項に基づき監査法人に準じて登録申請を行う共同事務所は、「3 公認会計士共同事務所」を選択すること。

「(3)外国語の名称」には、日本語以外で監査報告書を発行する場合に、当該監査事務所の名称を原文で記載すること。

「(4)外国の規制機関へ登録している場合の国名等及び規制機関の名称」には、米国のPCAOB（公開会社会計監視委員会）などの外国の規制機関の国名及び名称を記載すること。

## 2. 監査事務所の所在地等

「(3)電話番号」から「(6)ウェブサイトのURL」までの事項について、非公開を希望する場合は、各欄の右端に記した( )内に1を記載すること。

なお、(6)を開示する場合は、当該URLにリンクする。

## 3. 監査事務所の代表者

品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（以下「品質管理基準報告書第1号」という。）第13項により規定されている者をいう。

監査法人の場合、理事長などの最高経営責任者を記載し、個人事務所の場合（共同事務所を含む。）は、その事務所を営む公認会計士を記載すること。ただし、登録細則第18条第2項に基づき監査法人に準じて登録申請を行う共同事務所は、その事務所における最高経営責任者を記載すること。

## 4. 品質管理責任者

品質管理基準報告書第1号第16項により規定されている者をいう。なお、「(4)連絡窓口担当者」の欄には、上場会社監査事務所部会との連絡を行う窓口担当者の氏名を記載すること。

## 5. 監査事務所の沿革

「(2)合併等組織再編の沿革」には、別紙1に、設立後の主な合併等の組織再編又は監査事務所の名称変更等を時系列に記載すること。なお、当年度中に、合併等の組織再編を行った場合には、社員数等の増減数、監査対象の上場会社数の増減数等も記載すること。

## 6. 所属公認会計士の数等

「(1)社員等及び所属公認会計士等の数」の「①公認会計士である社員等」には、監査法人の場合、社員の数、個人事務所及び共同事務所の場合にはその事務所を営む公認会計士の数（1名）、登録細則第18条第2項に基づき監査法人に準じて登録申請を行う共同事務所は構成員の数を記載すること。「②特定社員」は、監査法人の場合のみ記載し個人事務所及び共同事務所の場合は記載しないこと。「③所属公認会計士」には、勤務公認会計士の数を記載し、「④その他の監査実施者」には、監査業務に従事するその他の監査実施者の数を記載することとし、各項目で、該当者がいない欄には、0と記載すること。

また、登録細則第18条第2項に基づき監査法人に準じて登録申請を行う共同事務所

については、「公認会計士共同事務所における構成員の氏名」として、全構成員の氏名を、別紙2に記載すること。

7. 従たる事務所の数

従たる事務所を設置していないときは0と記載すること。

8. 監査対象の上場会社の状況

「(2)上場会社名など」は、別紙3に記載すること。

9. その他

定期報告は、原則として毎年3月31日現在をもって作成し、6月末までに提出すること。

ただし、監査事務所が監査法人である場合には、当該監査法人の毎会計年度末現在をもって作成し、その後3か月以内に提出すること。

なお、概要書中、「年月日」の欄は、西暦により記載すること。

様式第3号 別紙1

監査事務所名 (個人事務所の場合は公認会計士の氏名)	
-------------------------------	--

合併等組織再編の沿革（            年    月    日現在）

(記載上の注意)

設立後の主な合併等の組織再編又は監査事務所の名称変更等を時系列に記載すること。なお、当年度中に組織再編を行った場合には、社員数等の増減数、監査対象の上場会社数の増減も記載すること。

様式第3号 別紙2

共同事務所名	
--------	--

公認会計士共同事務所における構成員の氏名（      年      月      日現在）

登録番号（注）	構成員名	登録番号（注）	構成員名

（注）CPE登録番号（7桁）を記載すること。



様式第3号 別紙3

監査事務所名 (個人事務所の場合は公認会計士の氏名)	
-------------------------------	--

監査対象の上場会社の状況 ( 年 月 日現在)

(1) 上場会社の数

(2) 上場会社名等

EDINETコード	証券コード	会社名	決算月	上場市場(注)	共同監査人
				合計数	

(注) 複数の市場に上場している場合は、代表的な一市場のみを記載すること。

様式第4号 品質管理システム概要書（登録監査事務所）

提出日(西暦)	年	月	日
---------	---	---	---

品質管理システム概要書（ 年 月 日現在）

監査事務所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

1. 品質管理に関する責任

2. 職業倫理及び独立性

(1) 職業倫理

(2) 独立性

(3) ローテーションの方針及び手続

3. 監査契約の新規の締結及び更新

4. 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施

(2) 専門的な見解の問合せ

(3) 監査上の判断の相違

(4) 監査業務に係る審査

(5) 監査調書

6. 品質管理のシステムの監視

7. 監査事務所間の引継

8. 共同監査

9. 組織再編を行った場合の対応

上場会社監査事務所の概要、品質管理システムの概要は、各事務所が自己責任の下に作成し、提出したものを掲載しており、品質管理委員会又は品質管理審議会がその開示内容に保証を与えるものではない。

(記載上の注意)

1. 概要書の記載は、A 4判 3枚以内とすること。ただし、「5. 業務の実施 (4) 監査業務に係る審査」の記載に当たり、別途、A 4判 1枚の組織図を添付することができる。
2. 各項目の記載に当たっては、「監査に関する品質管理基準」、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書第32号「監査業務における品質管理」に基づき、各監査事務所が定めた品質管理の方針及び手続の概要を簡潔かつ明瞭に記載すること。
3. 業務執行社員又は監査責任者のローテーションの方針及び手続については「2. 職業倫理及び独立性」欄に必ず記載すること。
4. 「9. 組織再編を行った場合の対応」には、合併等の組織再編を行った場合、品質管理システムの方針及び手続の変更方法を記載すること。例えば、合併後一定期間に複数の品質管理のシステムの方針及び手続が併存することとなる場合は、その旨及び統一予定時期を記載すること。

なお、合併後一定期間、複数の品質管理のシステムの方針及び手続が併存する場合には、複数の「品質管理システム概要書」を提出すること。

上場会社監査事務所概要書 変更事項届出書

年 月 日

日本公認会計士協会  
品質管理委員会 御中

事務所所在地  
登録監査事務所名  
代表者氏名  
代表者の登録番号 第 号

上場会社監査事務所登録規則第5条第1項第一号に規定する上場会社監査事務所概要書の記載事項について、下記のとおり変更がありましたので、同第11条の規定により、記載事項の変更の届出をいたします。

記

記載事項	変更前	変更の生じた 年月日	事由

以上

(記載上の注意)

1. 監査事務所の所属公認会計士の数は、規則第10条に定める定期報告をもって変更報告に替えることができるが、組織再編による変更の場合には、上記記載欄に記載すること。
2. 「監査対象の上場会社の状況」に変更があった場合は、その内訳を様式第5-2号に記載すること。

変更後の上場会社監査事務所概要書とともに提出すること。

上場会社監査事務所概要書 変更事項届出書

(監査対象の上場会社の状況関係)

年 月 日

日本公認会計士協会  
品質管理委員会 御中

事務所所在地  
登録監査事務所名  
代表者氏名  
代表者の登録番号 第 号

上場会社監査事務所登録規則第5条第1項第一号に規定する上場会社監査事務所概要書の記載事項のうち、上場会社監査事務所登録細則第4条第1項第九号の事項について、下記のとおり変更がありましたので、同細則第6条第1項ただし書きを適用し上場会社監査事務所登録規則第11条の規定により、記載事項の変更の届出をいたします。

記

1. 増加した監査対象上場会社数の内訳

EDINET コード	証券 コード	会社名	決算月	上場市場 (注1)	共同 監査人	増加した理由 (注2)
						新規受嘱・新規上場・ その他
						新規受嘱・新規上場・ その他
						新規受嘱・新規上場・ その他
						新規受嘱・新規上場・ その他

2. 減少した監査対象上場会社数の内訳

EDINET コード	証券 コード	会社名	決算月	上場市場 (注1)	共同 監査人	減少した理由 (注3)
						契約解除・上場廃止・ その他
						契約解除・上場廃止・ その他
						契約解除・上場廃止・ その他
						契約解除・上場廃止・ その他

### 3. 監査対象上場会社数の増減

(1) 変更前の監査対象上場会社数	
(2) 今回の届出による増加	
(3) 今回の届出による減少	
(4) 今回の届出後の監査対象上場会社数	

### 4. 会社名等の変更があった場合

(変更前)

EDINETコード	証券コード	会社名	決算月	上場市場(注1)	共同監査人

(変更後)

EDINETコード	証券コード	会社名	決算月	上場市場(注1)	共同監査人

以 上

(注1)「上場市場」で複数の市場に重複上場している場合は、代表的な市場のみを記載すること。

(注2)「増加した理由」は、該当する事項を選択すること。

(注3)「減少した理由」は、該当する事項を選択すること。

様式第6号 品質管理システム概要書 変更事項届出書（登録監査事務所）

品質管理システム概要書 変更事項届出書  
(登録監査事務所)

年 月 日

日本公認会計士協会  
品質管理委員会 御中

事務所所在地  
登録監査事務所名  
代表者氏名  
代表者の登録番号 第 号

上場会社監査事務所登録規則第5条第1項第二号に規定する品質管理システム概要書の記載事項について、下記のとおり変更がありましたので、同第11条の規定により、記載事項の変更の届出をいたします。

記

変更項目	理由

以 上

(記載上の注意)

品質管理システム概要書の記載項目のうち、変更した項目について、その理由を簡潔に記載すること。

変更後の「品質管理システム概要書」とともに提出すること。  
また、合併等による組織再編等の場合、その旨を記載するとともに一定期間複数の品質管理システムの方針及び手続が併存する場合にはその複数の品質管理システム概要書を提出すること。



様式第7号 上場会社監査事務所部会登録抹消届出書

上場会社監査事務所部会登録抹消届出書

年 月 日

日本公認会計士協会  
品質管理委員会 御中

事務所所在地  
登録監査事務所名  
代表者氏名 (自 署) 印  
代表者の登録番号 第 号

当監査法人(注)は、下記の事実が生じたので、上場会社監査事務所登録規則第9条第1項の規定により届出をいたします。

記

(事 実)

(事実が生じた期日)

以 上

(注) 上場会社監査事務所登録細則第18条第2項に基づく公認会計士共同事務所の場合は「当監査事務所」、個人事務所の場合は「私」とすること。

様式第8号 登録申請書 (準登録事務所)

年 月 日

日本公認会計士協会  
品質管理委員会 御中

事務所所在地  
事務所名  
代表者の役職と氏名  
代表者の登録番号 第 号 印

上場会社監査事務所部会準登録事務所への登録申請書

当監査法人(注)は、上場会社監査事務所部会準登録事務所への登録を受けるため、日本公認会計士協会会則第135条の規定により、所定の添付書類を添えて、登録の申請をいたします。

以 上

(注) 個人事務所の場合は「私」とすること。

様式第9号 誓約書（準登録事務所）

年 月 日

日本公認会計士協会  
品質管理委員会 御中

事務所所在地  
事務所名  
代表者の役職と氏名 (自 署) 印

上場会社監査事務所部会準登録事務所の登録申請に係る誓約書

当監査法人(注)は、上場会社監査事務所部会の準登録事務所への登録申請に際し、上場会社監査事務所部会準登録事務所規約第2条に掲げる下記の義務を履行することを誓約いたします。

- 一 当監査法人(注)の策定した品質管理のシステムに関する方針及び手続を遵守すること
- 二 日本公認会計士協会会則（以下「会則」という。）第127条第2項に定める準登録事務所名簿、同第135条第2項に定める誓約書並びに上場会社監査事務所登録規則（以下「規則」という。）第18条に定める事務所概要書及び品質管理システム概要書における必要事項の開示を受け入れること
- 三 規則第18条の2の規定により準用する同第10条に定める定期報告及び同第11条に定める変更報告を品質管理委員会に提出すること
- 四 上場会社の監査契約を新規に締結したときは、会則第128条に基づき上場会社監査事務所部会への登録申請をするとともに、法定監査関係書類等提出規則第21条に基づき日本公認会計士協会にその旨を報告すること

以 上

(注) 個人事務所の場合は「私」とする。

様式第10号 事務所概要書（準登録事務所）

事務所コード	
--------	--

提出日(西暦)		年		月		日
---------	--	---	--	---	--	---

注) 事務所コードは記載不要。

日本公認会計士協会  
品質管理委員会 御中

事務所概要書

注1：枠内の白色部分が入力箇所です。  
注2：★印は名簿で公開する情報です。

西暦		年		月		日現在
----	--	---	--	---	--	-----

1. 事務所の名称等	フリガナ					
	(1) 名称					
	(2) 組織形態	( )	下欄から該当する番号を記載する。			
		1	監査法人			
	2	公認会計士事務所（公認会計士共同事務所を含む。）				
	(3) 外国語の名称					
	(4) 外国の規制機関へ登録している場合の国名等及び規制機関の名称					
国名						
規制機関						
2. 事務所の所在地等	(1) 郵便番号					
	(注) 半角文字で「〇〇〇-〇〇〇〇」と記載すること。					
	(2) 事務所の所在地					
	住所1 (都道府県)					
	住所2 (市区郡町村以下)					
	(3) 電話番号		(		)	
	(4) ファクシミリ番号		(		)	
	(5) 電子メールアドレス		(		)	
(6) ウェブサイトのURL		(		)		
上記(3)～(6)について、非公開を希望する場合は、( )内に1を記載すること。 なお、(6)を開示する場合は当該URLにリンクする。						
3. 事務所の代表者	理事長などの事務所における最高経営責任者の氏名及び役職					
	フリガナ					
	(1) 氏名					
	(2) 登録番号		号	注) CPE登録番号（7桁）を記載すること。		
(3) 役職						
4. 品質管理責任者	品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者の氏名及び役職					
	フリガナ					
	(1) 氏名					
(2) 登録番号		号	注) CPE登録番号（7桁）を記載すること			

	(3) 役 職						
	フリガナ						
	(4) 連絡窓口担当者						
5. 事務所の沿革							
(1) 設立年月日(西暦)			年		月		日
(2) 合併等組織再編の沿革		別紙に記載のこと。					
6. 所属公認会計士の数等				常勤		非常勤	
公認会計士である社員等				人			
特定社員				人			
所属公認会計士				人		人	
その他の監査実施者				人		人	
合計				人		人	
		西暦		年		月	日 現在
7. 従たる事務所の数							
注) 従たる事務所がない場合は、0と記載する。							
8. 会計年度(監査法人の場合)							
毎年		月		日	～	月	

(記載上の注意)

1. 事務所の名称等

「(1)名称」には、監査法人又は公認会計士事務所(以下「個人事務所」という。)が、監査報告書で使用される事務所名称を記載すること。

「(3)外国語の名称」には、日本語以外で監査報告書を発行する場合に、当該事務所の名称を原文で記載すること。

「(4)外国の規制機関へ登録している場合の国名等及び規制機関の名称」には、米国のPCAOB(公開会社会計監視委員会)など外国の規制機関の国名及び名称を記載すること。

2. 事務所の所在地等

「(3)電話番号」から「(6)ウェブサイトのURL」までの事項について、非公開を希望する場合は、各欄の右端に記した( )内に1を記載すること。

なお、(6)を開示する場合は、当該にリンクする。

3. 事務所の代表者

品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(以下「品質管理基準報告書第1号」という。)第13項により規定されている者をいう。

監査法人の場合、理事長などの最高経営責任者を記載すること。個人事務所の場合、その事務所を営む公認会計士を記載すること。

4. 品質管理責任者

品質管理基準報告書第1号第16項により規定されている者をいう。なお、「(4)連絡

窓口担当者」の欄には、上場会社監査事務所部会との連絡を行う窓口担当者の氏名を記載すること。

#### 5. 事務所の沿革

「(2)合併等組織再編の沿革」には、別紙1に、設立後の主な合併等の組織再編又は事務所の名称変更等を時系列に記載すること。なお、当年度中に、合併等の組織再編を行った場合には、社員数等の増減数等を記載すること。

#### 6. 所属公認会計士の数

「①公認会計士である社員等」には、監査法人の場合は、社員の数を、公認会計士の場合はその事務所を営む公認会計士の数（1名）を記載すること。「②特定社員」は、監査法人の場合のみ記載し個人事務所の場合は記載しないこと。「③所属公認会計士」には、勤務公認会計士の数を記載し、「④その他の監査実施者」には、監査業務に従事するその他の監査実施者の数を記載することとし、該当者がいない欄には、0と記載すること。

#### 7. 従たる事務所の数

従たる事務所を設置していないときは0と記載すること。

#### 8. その他

概要書中、「年月日」の欄は、西暦により記載すること。

様式第10号 別紙

事務所名 (個人事務所の場合は公認会計士の氏名)	
-----------------------------	--

合併等組織再編の沿革（           年    月    日現在）

(記載上の注意)

設立後の主な合併等の組織再編又は事務所の名称変更等を時系列に記載すること。なお、当年度中に組織再編を行った場合には、社員数等の増減数も記載すること。

様式第11号 品質管理システム概要書（準登録事務所）

提出日(西暦)	年 月 日
---------	-------

品質管理システム概要書（ 年 月 日現在）

事務所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

1. 品質管理に関する責任

2. 職業倫理及び独立性

(1) 職業倫理

(2) 独立性

(3) ローテーションの方針及び手続

3. 監査契約の新規の締結及び更新

4. 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施



(2) 専門的な見解の問合せ

(3) 監査上の判断の相違

(4) 監査業務に係る審査

(5) 監査調書

6. 品質管理のシステムの監視

7. 監査事務所間の引継

8. 共同監査

9. 組織再編を行った場合の対応

事務所の概要、品質管理システムの概要は、各事務所が自己責任の下に作成し、提出したものを掲載しており、品質管理委員会又は品質管理審議会がその開示内容に保証を与えるものではない。

(記載上の注意)

1. 概要書の記載は、A4判3枚以内とすること。ただし、「5. 業務の実施 (4) 監査業務に係る審査」の記載に当たり、別途に、A4判1枚の組織図を添付することができる。
2. 各項目の記載に当たっては、「監査に関する品質管理基準」、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書第32号「監査業務における品質管理」に基づき、各監査事務所が定めた品質管理の方針及び手続の概要を簡潔かつ明瞭に記載すること。
3. 業務執行社員又は監査責任者のローテーションの方針及び手続については「2. 職業倫理及び独立性」欄に必ず記載すること。
4. 「9. 組織再編を行った場合の対応」には、合併等の組織再編を行った場合、品質管理システムの方針及び手続の変更方法を記載すること。例えば、合併後一定期間に複数の品質管理のシステムの方針及び手続が併存することとなる場合は、その旨及び統一予定時期を記載すること。

なお、合併後一定期間、複数の品質管理のシステムの方針及び手続が併存する場合には、複数の「品質管理システム概要書」を提出すること。

様式第12号 事務所概要書 変更事項届出書 (準登録事務所)

事務所概要書 変更事項届出書  
(準登録事務所)

年 月 日

日本公認会計士協会  
品質管理委員会 御中

事務所所在地  
事務所名  
代表者氏名  
代表者の登録番号 第 号

上場会社監査事務所登録規則第18条第1項第一号に規定する事務所概要書の記載事項について、下記のとおり変更がありましたので、第18条の2の規定により準用する第11条の規定に基づき、記載事項の変更の届出をいたします。

記

記載事項	変 更 前	変更の生じた 年月日	事 由

変更後の事務所概要書とともに提出すること。

品質管理システム概要書 変更事項届出書

年 月 日

日本公認会計士協会  
品質管理委員会 御中

事務所所在地  
事務所名  
代表者氏名  
代表者の登録番号 第 号

上場会社監査事務所登録規則第18条第1項第二号に規定する品質管理システム概要書の記載事項について、下記のとおり変更がありましたので、第18条の2の規定により準用する第11条に基づき、記載事項の変更の届出をいたします。

記

変更項目	理由

以 上

(記載上の注意)

品質管理システム概要書の記載項目のうち、変更した項目について、その理由を簡潔に記載すること。

変更後の「品質管理システム概要書」とともに提出すること。合併等による組織再編等の場合、その旨を記載するとともに一定期間複数の品質管理システムの方針及び手続が併存する場合にはその複数の品質管理システム概要書を添付すること。

様式第14号 準登録事務所登録抹消届出書

準登録事務所登録抹消届出書

年 月 日

日本公認会計士協会  
品質管理委員会 御中

事務所所在地

事務所名

代表者氏名 (自 署) 印

代表者の登録番号 第 号

当監査法人(注)は、下記の理由により、準登録事務所から登録を抹消したいので、上場  
会社監査事務所登録細則第24条第1項の規定により届出をいたします。

記

(理 由)

以 上

(注) 個人事務所の場合は「私」とする。

様式第15号 上場会社監査事務所部会登録申請取下書

上場会社監査事務所部会登録申請取下書

年 月 日

日本公認会計士協会  
品質管理委員会 御中

事務所所在地  
監査事務所名  
代表者氏名 (自 署) 印  
代表者の登録番号 第 号

当監査法人(注)は、下記の事実が生じたので、上場会社監査事務所登録規則第9条第1項の規定により登録申請の取下げの届出をいたします。

記

(事 実)

(事実が生じた期日)

以 上

(注) 上場会社監査事務所登録細則第18条第2項に基づく公認会計士共同事務所の場合は「当監査事務所」、個人事務所の場合は「私」とすること。